

# 東日本大震災に係る基金の支払状況について

## 災害補償課・退職報償課

東日本大震災からおよそ10か月が経過した現在、基金では当該震災に係る災害補償費及び退職報償金について、関係組合・市町村等の請求に基づき、逐次、支払いを行っています。基金は、今後も引き続き関係組合・市町村と協力しながら、できるだけ早く御遺族へ遺族補償費等をお支払いできるよう努力してまいります。

以下に、最近の支払状況について御報告します。

### 1 災害補償費の支払状況（平成23年11月20日現在）

東日本大震災において被災し、死亡又は行方不明となっている東北三県（岩手県、宮城県、福島県）の消防団員等のうち、当基金において、公務災害等に該当すると見込まれるかたは、合計で201人となっており、そのうち200人（※1）は、関係組合・市町村から公務災害の認定等を受けており、更そのうちの139人（認定者のうち69.5%）分については、次表のとおり基金から災害補償費が支給されています。

まず、損害補償費の支給状況ですが、遺族補償費として遺族補償年金が117人（※2）に対し1億6,700万円、同じく遺族補償一時金が19人に対し2億8,300万円支給されています。また、葬祭補償費が130人（※2）に対し8,000万円支給されており、損害補償費全体では5億3,000万円となっています。

次に、福祉事業費の支給状況ですが、遺族特別支給金（支給額300万円）が136人に対し4億800万円、遺族特別援護金（支給額1,860万円）が136人に対し25億3,000万円支給されています。また、遺族特別給付金（年金）が115人に対し3,500万円、同（一時金）が19人に対し5,600万円、その他奨学援護金等が46人に対し800万円、それぞれ支給されており、福祉事業費全体では30億3,700万円となっています。

損害補償費と福祉事業費を合わせますと、35億6,700万円となっています。

※1 未認定の1人については行方不明であって死亡の手続きが取られていないため公務災害の認定に至っていない状況にあるものです。

※2 うち2人は従事者となっています。

表1 災害補償費の支払状況

単位：人、百万円

支給種目		人数	支払額
損害補償費（※3）	遺族補償費（※4）	年金	117
		一時金	19
	葬祭補償費（一時金）（※5）		130
	計		530
福祉事業費（※3）	遺族特別支給金（一時金）（※6）		136
	遺族特別援護金（一時金）（※7）		136
	遺族特別給付金（※8）	年金	115
		一時金	19
	奨学援護金等（※9）		46
計		3,037	
損害+福祉	合計		3,567

備考 表中の各人数については、各支給種目で支給事由が発生しない場合があることなどから、支給人数（139人）とは一致しない。

※3 損害補償費は、市町村等の公務災害補償条例で規定されている補償であり、福祉事業は、法律に基づき、基金が市町村等に代わって団員又はその遺族に給付しているもので、損害補償を補完する付加給付です。

※4 遺族補償費は、団員等が公務により死亡した場合に年金又は一時金を支給するものです。

※5 葬祭補償費は一時金で、団員等が公務により死亡した場合に、葬祭を行なう者に対し一定の額を支給するものです。

※6 遺族特別支給金は一時金で、弔慰金的なものとして支給するものです。

※7 遺族特別援護金は一時金で、一時的な出費に対し生活援護を目的に支給するものです。

※8 遺族特別給付金は、損害補償の遺族補償の付加給付として、遺族補償費の20/100を支給するものです。

※9 奨学援護金は、遺族に在学者がいる場合で学資等の支弁が困難な場合に支給するものです。

## 2 退職報償金の支払状況（平成23年11月30日現在）

このたびの東日本大震災により死亡又は行方不明になられた消防団員253人のうち、勤務年数が5年以上等の要件に該当する団員については、死亡退職による退職報償金が支給されます。平成23年11月30日現在、関係組合・市町村の請求に基づく基金の支払額は、4,000万円（118人）となっています。

表2 退職報償金の支払状況

単位：人、百万円

県名	関係市町村数（※1）	死者・行方不明者数（※2）	支払人数		支払額
				うち公務災害	
岩手県	10	119	31	28	11
宮城県	15	107	62	47	22
福島県	6	27	25	22	7
合計	31	253	118	97	40

※1 関係市町村数は、死亡・行方不明団員が生じた市町村の数。

※2 消防庁まとめ。